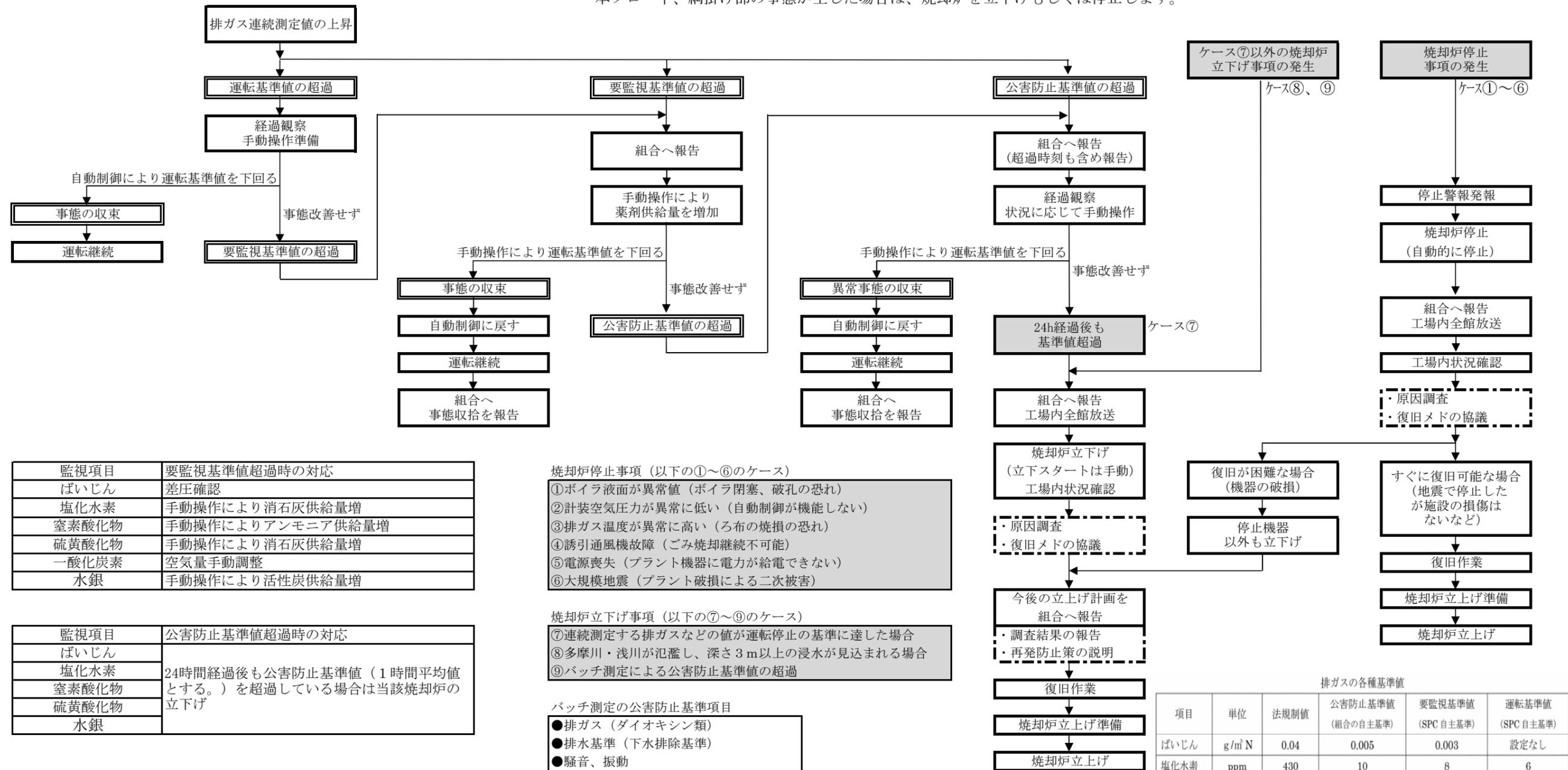


運転停止・再開フロー(案)

本フロー中、網掛け部の事態が生じた場合は、焼却炉を立下げもしくは停止します。



監視項目	要監視基準値超過時の対応
ばいじん	差圧確認
塩化水素	手動操作により消石灰供給量増
窒素酸化物	手動操作によりアンモニア供給量増
硫黄酸化物	手動操作により消石灰供給量増
一酸化炭素	空気量手動調整
水銀	手動操作により活性炭供給量増

監視項目	公害防止基準値超過時の対応
ばいじん	24時間経過後も公害防止基準値（1時間平均値とする。）を超過している場合は当該焼却炉の立下げ
塩化水素	
窒素酸化物	
硫黄酸化物	
水銀	

焼却炉停止事項（以下の①～⑥のケース）

- ①ボイラ液面が異常値（ボイラ閉塞、破孔の恐れ）
- ②計装空気圧力が異常に低い（自動制御が機能しない）
- ③排ガス温度が異常に高い（ろ布の焼損の恐れ）
- ④誘引通風機故障（ごみ焼却継続不可能）
- ⑤電源喪失（プラント機器に電力が給電できない）
- ⑥大規模地震（プラント破損による二次被害）

焼却炉立下げ事項（以下の⑦～⑨のケース）

- ⑦連続測定する排ガスなどの値が運転停止の基準に達した場合
- ⑧多摩川・浅川が氾濫し、深さ3m以上の浸水が見込まれる場合
- ⑨バッチ測定による公害防止基準値の超過

- バッチ測定の公害防止基準項目
- 排ガス（ダイオキシン類）
 - 排水基準（下水排除基準）
 - 騒音、振動
 - 悪臭

排ガスの各種基準値

項目	単位	法規制値	公害防止基準値 (組合の自主基準)	要監視基準値 (SPC自主基準)	運転基準値 (SPC自主基準)
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.005	0.003	設定なし
塩化水素	ppm	430	10	8	6
窒素酸化物	ppm	250	20	17	10
硫黄酸化物	ppm	約2,700	10	8	6
ダイオキシン類	ppm	0.1	0.01	一酸化炭素を監視する。	一酸化炭素を監視する。
一酸化炭素	ppm	100	基準設定なし	15	10
水銀	μg/m ³ N	50	50	30	10

※ 表中は、乾きベース、酸素濃度12%換算値である。

対応の基本フロー
組合との協議

焼却炉の立下げ・停止の定義

※1 運転停止・再開方針による運転停止とは、焼却炉の立下げの事を言う。
 ※2 運転停止・再開方針による緊急停止とは、焼却炉の停止の事を言う。
 ※3 非常事態発生時に緊急的な停止方法は前述の停止及び立下げの事を言う。